

赤穂市の 部活動地域展開について



赤穂市教育委員会

令和8年6月29日

地域展開における赤穂市の「特筆すべき2点」



1. 先進的な取組！

兵庫県内の他市町に先駆け、すでに令和4年度から中学校部活動の地域展開について検討を始めました。令和5年1月には、土日(休日)の地域展開について、その方針をホームページ上に公開し、同時に保護者向けの案内文を配布しました。

2. 地域の大きな支援！

令和5年7月から、「認定地域クラブ活動」の募集を開始したところ、「赤穂市の子どもたちに活動の場を！」と、熱い思いを持った方々のご尽力により、令和8年6月現在で「46」ものスポーツ・文化団体にご登録いただいています。(昨年度より12団体増)

国の動向①



令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上 of 休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるように見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

国の動向②

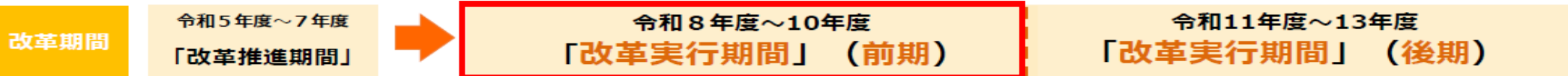


新たなガイドラインの骨子のポイント

改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

【中間評価】



取組方針

休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手
(中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進)

平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進 (まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証)

※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要

認定制度

競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等のため、国が定めた要件等に基づき、市町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築

【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援 (財政支援、学校施設の優先利用等)、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主な要件】 活動時間 (平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内) / 休養日 (週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか) / 低廉な参加費 / 指導体制 (日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等) / 安全確保 / 学校等との連携

地域展開の円滑な推進に当たっての対応

推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 民間企業・大学・関係団体等との連携等

各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理

ニーズ反映・参加促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等 (体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等) / 生徒のクラブ運営等への参画 (生徒同士の話し合いなど)

部活動の在り方

- 適切な運営のための体制整備 (部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等)
- 適切な指導・安全安心の確保 (暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等)
- 適切な活動時間・休養日の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

大会等の在り方

- 生徒の参加機会確保 (地域クラブ活動等の参加促進等) ● 大会への引率や運営に係る体制整備 (教師以外の関係者の参画促進等)
- 生徒の安全確保 (熱中症対策等) ● 大会等の在り方の見直し (多様なニーズを踏まえた大会の開催等)

関連制度

希望する教師の兼職兼業の円滑化 (中学校教師だけでなく小学校教師 (体育専科等) や高校・特別支援学校の教師等を含む)、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

兵庫県の推進計画



兵庫県部活動地域移行推進計画【概要】



背景	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の進展による学校の小規模化が進み、従来同様の学校単位による運営が困難 ・専門性や意思の有無にかかわらず教員が顧問を務める従来の指導体制の継続は、学校の働き方改革を進めるうえでも困難
趣旨	急速な少子化等の理由により、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保に関する持続可能性が危ぶまれる中で、子どもたちが身近で継続して活動できる環境づくりを目指し、学校と地域社会が連携・協働の下、学校部活動の地域移行に向けた総合的・計画的な取組等を進めるために本推進計画を策定します。
実施期間	国が改革推進期間として定めた令和5年度から令和7年度中に、本県各市町組合においては地域移行を進め、令和8年度から実施することを目標とします。ただし、新たな環境整備に必要な状況が各地域で異なるため、合意形成や条件整備等に時間を要することも考えられます。このため、生徒のよりよいスポーツ・文化芸術環境を整備するため、学校や地域の実情に応じて可能な限り、できるところから早期に取組を進めていくことを基本とします。
目的	中学生がスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことのできる環境づくり
目標	<p>令和5年度から令和7年度中に、本県各市町組合においては個々の課題を踏まえた円滑な地域移行の検討を進め、令和8年度から以下のおり実施することを目標とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町組合は、地域・学校の実情に応じて「地域移行型」「地域連携型」「地域移行・地域連携ハイブリッド型」の3つの実施型を参考にしながら、中学生の持続可能な活動機会の確保をめざします。 ○ 各市町組合は、休日の部活動において、兼職兼業等により指導を望む場合を除き、原則、教職員が従事しなくてもよい環境づくりをめざします。

		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年度の地域移行の姿			
国ガイドライン		改革推進期間			新たな方向性(予定)			
兵庫県		準備期間		実証期間				
市町組合	休日	地域移行	運営団体 ・受入団体の発掘 ・自治体を中心とした団体創設等		各受入団体の実証期間	自主運営	○地域移行型 ○地域連携型(拠点校制・合同部活動制等) ○地域移行・地域連携ハイブリッド型	
		施設	・受入団体の従来の活動場所 ・公営民営施設の発掘やナイター等の設備準備 ・学校施設解放事業等の再整備					
		財政	国の実証事業・受益者負担・スポンサー制度等					
	地域連携	指導者	部活動指導員					※市町組合は3つの実施型を参考にする
		施設	従来通り					
		財政	国の実証事業や国・県・市町組合：1/3負担					
平日		従来の部活動を継続(但し、地域移行できたクラブから順次移行)				※休日の部活動において、兼職兼業等により指導を望む場合を除き、原則、教職員が従事しなくてもよい環境づくりをめざします		

赤穂市の中学校部活動における現状と課題

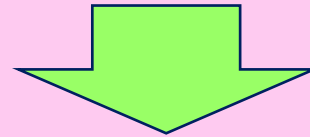


○近年、中学校生徒数の減少が進み、特に、部活動の持続可能性という面で厳しさを増している。

赤穂市の生徒数(中学生)

令和6年度 約1100人⇒

令和19年度 約600人



団体競技ができない。休部・廃部。通学先にやりたい部活動がない。

○競技経験のない教師が指導せざるを得ない場合もあり、教師にとって大きな業務負担となっている。

赤穂市の部活動顧問が、その種目・活動の未経験者である割合:53.9%

赤穂市が目ざす部活動地域展開



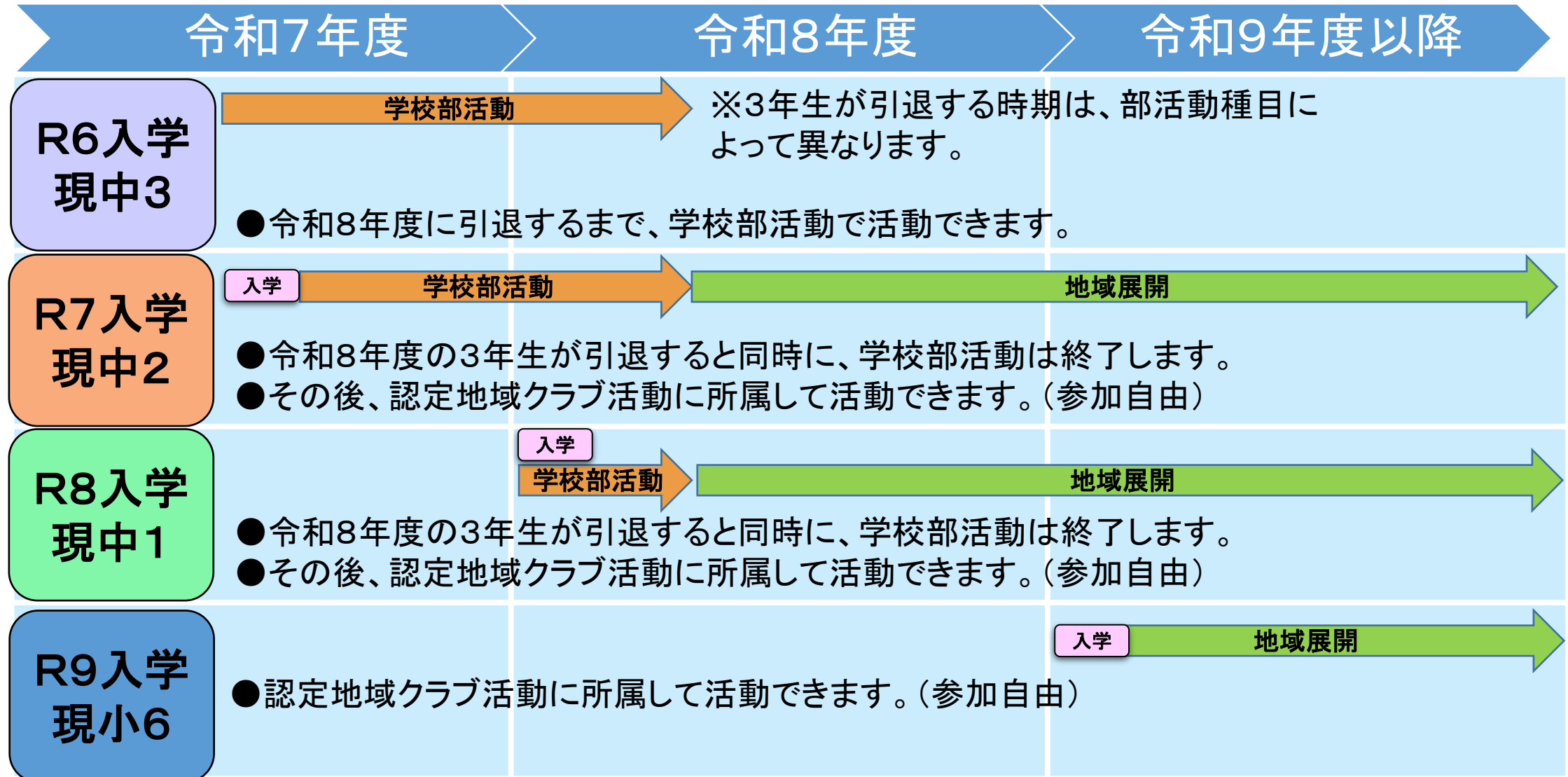
- 少子化の中でも、将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会の確保
- 自発的な参画を通して子ども達が自己実現を図り、「楽しさ」「喜び」を感じる活動
- 子ども達と地域が世代を超えて強い絆で結ばれる活力ある社会の創造
- 部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出
- 地域の持続可能で多様なスポーツ・文化活動の環境を一体的に整備し、子どもたちの多様な体験機会を確保（スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、複数種目等の活動も提供）

赤穂市 部活動地域展開の経緯



令和5年	1月	令和8年度の休日地域移行について案内を周知(学校・保護者)
	6月	地域移行協議会の設置要綱作成
	6月～	地域移行協議会の開催
	7月～	地域移行受入団体申し込み開始
令和6年	6月～	地域移行協議会の開催
	8月	【第2回地域移行協議会】 休日の地域移行 開始時期について方針を決定
	12月	【第3回地域移行協議会】 平日の地域移行について方針を決定
令和7年	5月～	地域展開移行協議会の開催
		地域展開移行運営委員会の開催
令和8年	4月～	地域展開協議会の開催
	5月～	地域展開運営委員会の開催
	7月～	部活動地域展開の実施

赤穂市のスケジュール



※各中学校において、教職員数や生徒数の関係で募集停止・廃部となる可能性もあります。
※認定地域クラブ活動に参加するかは、各家庭でご相談の上、判断してください。

完全展開後(令和8年度の中学3年生が引退した後)



- 学校部活動は終了し、認定地域クラブ活動のみの活動になります。
- 認定地域クラブ活動に所属し、練習や大会へ参加することができます。
(団体によっては、中体連主催の大会に出場しない場合もあるので、団体一覧表をご確認ください。)
- 認定地域クラブ活動に複数所属することができます。
(中体連主催の大会出場等の選手登録はその内の1つになります。)

赤穂市【認定地域クラブ活動及び指導者について】



- 赤穂市教育委員会に登録された、地域の指導者であること
- 指導者は指導する種目や活動の資格や経験を有する者であること
- 「赤穂市認定地域クラブ活動団体の設置及び運営等に係るガイドライン」の方針に沿った指導が徹底できること
- 指導者向け研修（ハラスメント・救命講座等）を必ず受講していること

赤穂市部活動地域展開認定地域クラブ活動一覧

URL <http://www.city.ako.lg.jp/edu/shidou/documents/ukeire0629.pdf>



赤穂市 学校部活動と認定地域クラブ活動との比較①

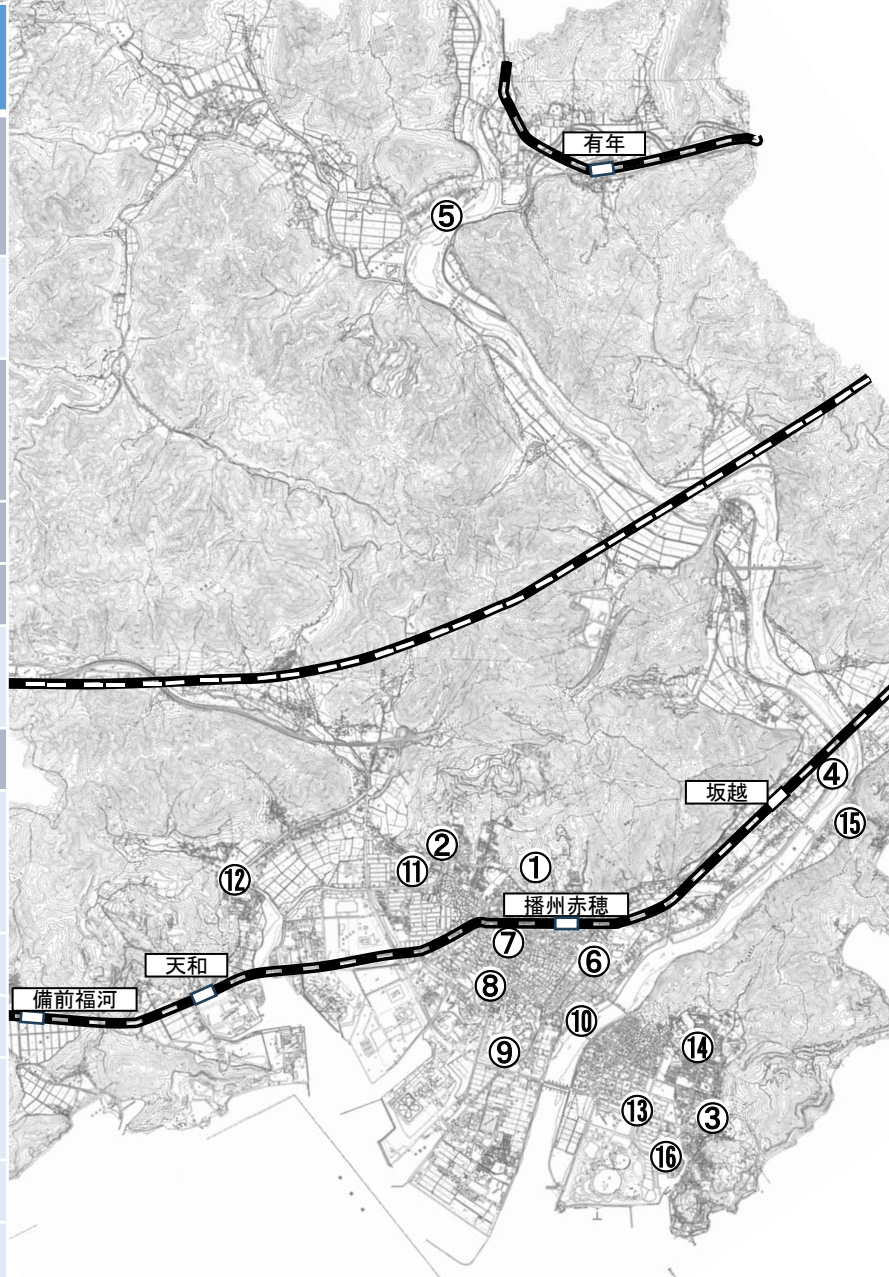


	学校部活動	認定地域クラブ活動
実施主体	各中学校	各団体
指導者	中学校の教員 部活動指導員	地域の指導者 希望する教職員
参加者	自校の中学生のみ	参加範囲は柔軟に設定 小学生～成人と一緒に 活動する団体もある
活動場所	各中学校	学校・地域の施設
活動日数	最大週5日	週1日～5日
費用	部費や個人の道具費用等	登録費・保険料・月の会費等 個人の道具費用等

赤穂市部活動地域展開認定地域クラブ活動 活動場所(予定を含む)



地図番号	施設名	種目・活動
①	赤穂中学校	野球 バレー バスケット 陸上 剣道
②	赤穂西中学校 塩屋公園	野球 サッカー バレー 陸上
③	赤穂東中学校	野球 陸上 バスケット バレー 合気道
	御崎地区体育館	空手
	パインテニスクラブ	硬式・軟式テニス
④	坂越中学校	野球 バレー バスケット 剣道
⑤	有年中学校	バレー 卓球
⑥	赤穂市民会館 赤穂地区体育館	バドミントン 合唱 ミュージカル 詩吟 扇舞
	赤穂小学校	バレー 吹奏楽
	RAM DANCE STUDIO	ダンス
	赤穂化成 ハーモニーホール	吹奏楽
	テツジム赤穂	キックボクシング
	加里屋まちづくり会館	英語



地図番号	施設名	種目・活動
⑦	赤穂青少年武道館	柔道
	赤穂中央病院外来棟	体づくり
⑧	城西小学校	剣道
	城西公民館	卓球
	上仮屋公会堂	書道
⑨	品川リフラ 赤穂市民総合体育館及び 赤穂城南緑地運動施設	野球 陸上 水泳 軟式・硬式テニス
⑩	中広河川敷グラウンド	サッカー
⑪	塩屋公民館	吹奏楽 ミュージカル
	塩屋青少年武道館	柔道
	塩屋小学校	剣道
⑫	赤穂市折方	書道
⑬	赤穂の天塩 海浜SC	サッカー
	尾崎地区体育館	空手
⑭	尾崎小学校	剣道 合唱
	赤穂市清水町	料理
⑮	坂越地区体育館	空手
	坂越公民館	英語
	坂越小学校	合唱
⑯	赤穂元禄スポーツセンター	野球